

～この懇談会は市民が主体となり札幌市と共同で運営しています～
ご質問、お問い合わせは p-kan@mbp.nifty.com

平成17年度第3回環境プラザの運営に関する懇談会議事録

開催：6月15日(水) 19:00～21:00

会場：環境プラザ環境研修室

主催：環境プラザ運営懇談会幹事会

p-kan@mbp.nifty.com

- 1.参加者 18名 司会進行役 中西懇談会幹事、議事録 池田懇談会幹事
- 2.参加者の皆さんより自己紹介をいただく。
- 3.岡崎懇談会幹事より、環境プラザの運営に関する懇談会の今までの経緯について説明があった。
- 4.札幌市環境プラザ担当濱谷係長より、環境プラザ指定管理者導入の考え方について、資料1に基づき説明があった。(配付資料は、環境活動推進会議の資料と同じ)

説明概要

エルプラザ4施設を一括して1指定管理者が管理代行する理由

利用者へのサービスの向上を図るため、4施設総合案内窓口の実現や、各施設の空き室有効利用の実現を考えたいため

施設の一体管理による経費削減を図りたいため

環境プラザと市民との関わりについて

利用者としての関わり

事業を一緒に行なうことでの関わり

運営主体としての関わり

以上、3つの視点から環境プラザとしての基本的な考え方をまとめた(資料1参照)

「基本的な考え方」はエルプラザ指定管理者選定の評価指標として反映されるよう

4施設で調整

質疑応答概要

4施設一括管理について

- ・今でも清掃警備など一括管理ではないのか。

清掃・警備は今も一括だが、施設ごとの消耗品の交換に係る代金等の管理費は別にある

- 5.同じく濱谷係長より、環境プラザ条例の項目として整理する事項について、資料2に基づき説明があった。(配付資料は、環境活動推進会議の資料と同じ)

説明概要

推進会議等の意見を踏まえた上で作成した札幌市案(詳細な理由等は資料2参照)

開館時間について

- ・現行どおり9:00～17:15。ただし研修室は22:00まで

研修室の使用料について

- ・有料化する

・札幌市施設の整合性を図るため、使用料の減免は基本的に行なわない方向

研修室の目的外使用の考え方について

- ・研修室の使用は、環境保全に関する活動に限定するが、空いているときは、目的外使用にも対応したい。

指定管理者の業務スペース確保に伴うミーティングルームの取り扱いについて

- ・事務室が使えない場合でも、ミーティングルームは貸室として確保する。

～この懇談会は市民が主体となり札幌市と共同で運営しています～
ご質問、お問い合わせは p-kan@mbp.nifty.com

事業内容について

・4つの柱に沿った事業とするが、詳細等は予算等の関係もあるため札幌市で検討。
以上、～を環境プラザ条例の改正に反映させる。

質疑応答概要

選定委員について

・4施設すべてがわかる委員がいるのか、本当にプラザのためになる選定は出来るのか疑問である。

委員については、募集要項で公表する。また、選定する場合の判断基準として環境プラザの視点を入れていく

・地方自治法に、指定管理者制度の導入は施設の目的をよりよく達成するためとされているが、一括管理ではよりよく達成できるとは思えない。一括管理は覆らないのか

一括管理は覆らない、管理者は基準を設けて選定を行なう

有料化について

有料化は単に有料施設にあわせてたわけではない。マナーやルールを徹底するためとの理由からでたものであり、また、受益者負担の考え方もある。

・指定管理者制度という国の施策があるにしても、外部委託にして有料化するのには性急すぎるのではないのか。

エルプラザ内の4施設はすべて外部委託が前提だったが、環境プラザは市民議論がされていないので、3年間の時間をおいた経緯がある。

今までの経緯について

・今までの話し合いが無にならないで欲しい。

そのために懇談会から推進会議へ参加をしてもらっている。

・(推進会議のメンバーである)新保さん、岡崎さんが選定委員になれば今までの話し合いは報われるのではないのか。

選定委員の枠について

・選定委員の枠は決まっているのか。

まだ決まっていない。まず、市政推進室から骨格が示されるだろう。

現在の方向性として、外部委員は必ず入れる、また、経営のプロは入ることになるだろう。

時間区分について

・環境プラザ以外は午前・午後・夜間の3区分だがどちらが良いか。

・1時間単位のほうが使い勝手も良いし、細かく有効に利用できる。

・北海道環境サポートセンターも1時間単位だが、手間はそうかからない。

・デポジット(一時払い制度)の話もあるが、システムは複雑にすると大変になる。

・1時間単位のほうが良いと思うが、複合施設の一元管理を考えると同じルールにするメリット・デメリットがあると思う。環境プラザだけではなく、全体を見る必要がある。

目的外使用について

・環境研修室が「空いている」という判断はいつすれば良いか。

・あまりギリギリまで判断をのばすと、使用目的を「環境」とかたる人が出てくるのではないのか。

・そうすると、目的をはっきりさせるために団体登録などをした方が良いのでは。

・目的内使用の判断基準が必要になるのではないのか。

・ただし、制約は少ないほうが市民活動は広がる。あまり制約を設けて活動の芽が摘まれるようなことが無いように欲しい

意見として

・運用の幅を広げて欲しい。4施設の統一性が無いので、条例の中で統一性をもた

～この懇談会は市民が主体となり札幌市と共同で運営しています～
ご質問、お問い合わせは p-kan@mbp.nifty.com

せるのは難しいかもしれないが、要項などでまとめて欲しい

- ・ 4施設を統括する経営委員会のようなものがあれば良いのではないか。
- ・ 指定管理者は許認可権を持っている。管理者が儲けようとするればイベントを打ち続ければよいが、そうすると市民が使いにくくなる。
- ・ 一つの事業主体のみが使用し続けるようなことは減らして欲しい。
- ・ せっかく懇談会のような場もあるのだから、利用者が使用者の意見をきちんと反映するような担保をしてほしい。
- ・ 一括管理はされても、施設ごとに内容は違うのだから、色分けがあってもよいのではないか。札幌市として環境保全を推進する方針となっているのだから、環境の色があっても良いと思う。